

忠岡町犯罪被害者等見舞金

～犯罪等被害に遭われた町民の方に、見舞金を支給します～

町では、犯罪等行為により亡くなられた方のご遺族、または入院するなどの重傷病等を負われた方の、被害後に直面する経済的な負担の軽減を目的として、見舞金を支給します。

※令和7年4月1日以降に発生した犯罪等行為による被害が対象です。

支給対象

警察署で被害届が受理された被害者で、忠岡町に住民登録がある方
※やむを得ない理由（DV等）により、住民登録がない場合は町内在住者

対象となる犯罪行為

人の生命または身体を害する罪、またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為（殺人、傷害、放火等）
※警察に被害が認知された犯罪であること

申請期限

犯罪等行為による被害の発生を知った日から2年以内、
または被害が発生した日から7年以内。

見舞金の種類	支給対象者	見舞金額
遺族見舞金	犯罪等行為により亡くなられた方の遺族の方 ※遺族とは、配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹のうち、第1順位にあたる方	30万円 ※すでに重傷病等見舞金を受給された場合には20万円
重傷病等見舞金	犯罪等行為により次に掲げるいずれかの重傷病を負われた方 ①医師の診断により、1か月以上の療養かつ3日以上入院を要する傷害または疾病 ②医師の診断により、1か月以上の療養かつ3日以上労務に服することができない精神疾患 ※性犯罪に関しては、①・②に関わらず支給	10万円

申請方法

- ①所定の様式を町ホームページに掲載分を印刷するか、住民人権課で配布分を受領するか、いずれかの方法で準備のうえ、必要事項を記入してください。
- ②記載した様式に必要な添付書類を揃え、役場1階住民人権課に郵送いただくか、お越しいただき、ご提出ください。

※提出後、町で書類を審査させていただき、警察署に内容確認等をさせていただいたうえで、審査結果通知書を郵送させていただきます。

支給できない場合

次のいずれかに該当する場合は、見舞金の支給をすることができない場合があります。

- ①被害を受けた方と加害者との間に親族関係がある場合
- ②被害を受けた方本人に責められるべき理由や落ち度、過失がある場合
例：相手をそそのかして犯罪実行の決意を起こさせたり、犯罪等の助力を行う行為や、過度の暴力・脅迫・重大な侮辱など当該犯罪を誘発する行為、その他当該犯罪等に関して著しく不正な行為 等



お問い合わせ・相談

忠岡町産業住民部住民人権課
〒595-0805 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号
電話：0725-22-1122
受付：午前9時～午後5時30分（土・日・祝日及び年末年始を除く）

※見舞金の詳細は、忠岡町犯罪被害者等支援条例及び施行規則をご覧ください。